

《 マージン率等の公表資料 》 京都営業所

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します (2020年9月1日)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
22	9	13,538	9,582	29.2%

●マージン率とは

派遣先からインプループ株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

2. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労使協定締結:あり(当該協定の有効期限の終期 2022年3月31日)
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲:当事業所にて派遣就業している全ての派遣労働者

3. 教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練方法、賃金支給種別	実施主体	訓練費用
雇入れ安全教育	新規就労者	OFF-JT、有給	派遣元	無償
業務スキルトレーニング	キャリアアップ対象者	OFF-JT、有給	派遣元	無償
リーダー研修	4年目以上の派遣労働者	OFF-JT、無給	派遣元	無償